

平成30年度

小学校教育課程説明会社会科

平成31年 1月16日 県立教育研究所
奈良県教育委員会事務局 学校教育課
指導主事 谷 聡

本日の説明内容

I. 小学校社会科改訂のポイント

(1) 目標の改善

(2) 社会的事象の見方・考え方の整理

(3) 内容の整理・改善

(4) 内容の充実

(5) 新たな事項を内容の取扱いに規定

(6) 指導方法の見直し、改善

(7) 新しい内容の授業づくりのポイント

II. 移行措置について

I. 小学校社会科改訂のポイント

(1) 目標の改善

- ◇ 三つの柱に沿った資質・能力として明確化
 - 「知識及び技能」
 - 「思考力、判断力、表現力等」
 - 「学びに向かう力、人間性等」

- ◇ 見方・考え方の明示
 - ➡ 資質・能力全体に関わるもの

I. 小学校社会科改訂のポイント

小学校社会科の目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

I. 小学校社会科改訂のポイント

小学校社会科は

公民としての資質・能力の基礎を育成する教科



公民としての資質・能力とは

選挙権を有する18歳に求められる資質・能力

選挙権を有する18歳に求められる「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な資質・能力」

「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編 (P20)」

I. 小学校社会科改訂のポイント

(2) 社会的事象の見方・考え方の整理

小・中・高全体

社会的な見方・考え方

◎課題解決的な学習において、考察や構想（選択・判断）する際の「視点や方法（考え方）」のこと

小学校

社会的事象の見方・考え方

社会的事象を

◇位置や空間的な広がり

◇時期や時間の経過

◇事象や人々の相互関係に着目して捉え

◆比較・分類したり

◆総合したり

◆地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること

I. 小学校社会科改訂のポイント

(3) 内容の整理・改善

中学校への接続・発展を視野に入れて3つの内容に整理

①地理的環境と人々の生活

②歴史と人々の生活

③現代社会の仕組みや働きと人々の生活

I . 小学校社会科改訂のポイント

例：第3学年 主にどれに当てはまるのか

- (1) 身近な地域や市の様子 ①
- (2) 地域に見られる生産や販売の仕事 . . . ③
- (3) 地域の安全を守る仕事 ③
- (4) 市の様子の変り変わり ②

小・中学校社会科における内容の枠組みと対象

枠組み	地理的環境と人々の生活			現代社会の仕組みや働きと人々の生活			歴史と人々の生活			
	地域	日本	世界	経済・産業	政治	国際関係	地域	日本	世界	
小学校	3年	(1) 身近な地域や市の様子 イ(7)「仕事の種類や産地の分布」		(2) 地域に見られる生産や販売の仕事	イ「身近なところの公共施設の場所と働き」 (3) 地域の安全を守る働き	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」	(4) 市の様子の移り変わり			
	4年	(1) 県の様子 ア(2)(4)「自治体の名称と位置」 (5) 県内の特色ある地域の様子		(2) 人々の健康や生活環境を支える事業 内容の取扱い(イ)「朝食・夜食などの事例(選択)」 (3) 自然災害から人々を守る活動	内容の取扱い(イ)「防災」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 「国際文化に結びつく経済・産業・私理的な文化(選択)」	(4) 県内の伝統や文化 先人の働き 内容の取扱い(イ)「社会福祉の向上」 イ(7)「県内に生まれた地域の自然災害」			
	5年	(1) 我が国の国土の様子と国民生活 イ(7)「産業の種類や分布」 イ(7)「工業の産品(地域の産品)」 (3) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連	イ(7)「世界の大陸と主要な海」 世界の主な国々	(2) 我が国の農業や水産業における食料生産 (3) 我が国の工業生産 (4) 我が国の情報と産業との関わり (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連	ア「(1)自然環境に適応して生活していること」 イ(6)「得意との関わり」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 「国際文化に結びつく経済・産業・私理的な文化(選択)」	イ(7)「生産品の文化」 イ(7)「貿易の向上」 イ(7)「工業製品の文化」 イ(7)「貿易を主として取り扱う産業」			
	6年		イ(7)「外国の人々の生活の様子」	(1) 我が国の政治の働き イ(6)「我が国の主要政党」	イ(6)「得意との関わり」 (3) グローバル化する世界と日本の役割		(2) 我が国の歴史上の主な事象 ア(7)「国際社会での事業の発展」 内容の取扱い(イ)「世界の世界との関わり」			
	地理的分野	A(1) ② 日本の地域構成 C(1) 地域調査の手法 C(4) 地域の在り方	A(1) ① 世界の地域構成 B(1) 世界各地の人々の生活と環境 B(2) 世界の諸地域 C(2) 日本の地域的特色と地域区分 C(3) 日本の諸地域	イ「資源・エネルギーと産業」 イ「産業と地域としての関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」	内容の取扱い(イ)「国際化」 イ(6)「得意との関わり」
中学校	歴史的分野			(1) 市民革命、「立憲国家の成立」と憲法制定、「議院政治の目的」の書き方 (2) 我が国の民主主義の発展	(1) シェンヘン条約の成立 (2) 明治憲法の成立 (3) 戦後憲法の成立		A 歴史との対話 B 近代までの日本とアジア C 近現代の日本と世界	(1) 世界の近代文明や政治の起こり (2) 近代までの日本 (3) 戦後の日本 (4) 世界の動きと統一事業 (1) 近代の日本と世界 (2) 近代の日本と世界	(1) 世界の近代文明や政治の起こり (2) 近代までの日本 (3) 戦後の日本 (4) 世界の動きと統一事業 (1) 近代の日本と世界 (2) 近代の日本と世界	
	公民的分野	(1) 「少年憲法」 (1) 「積極地 グローバル化」		A(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色 B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 (2) 国民の生活と政府の役割	A(2) 現代社会を捉える枠組み C 私たちと政治 (1) 人間の自由と日本国憲法の基本の運用 (2) 民主主義の発展	(1) 「文化の継承と創造の発展」 (1) 世界の平和と人間の福祉の増大		(1) 「文化の継承と創造の発展」 (1) 世界の平和と人間の福祉の増大	(1) 「文化の継承と創造の発展」 (1) 世界の平和と人間の福祉の増大	

I. 小学校社会科改訂のポイント

(4) 内容の充実

○現代的な諸課題を踏まえる観点から

- ・ 我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き
- ・ 世界の国々との関わり

※社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実

○持続可能な社会づくりの観点から

- ・ 人口減少や地域の活性化
- ・ 国土や防災安全
- ・ 情報化による生産や産業の変化
- ・ 産業における技術の向上

(現行)

第3学年及び第4学年

- (1) 身近な地域や市の様子
 - ・ 学校の周りの様子
 - ・ 自分たちの市の様子
- (2) 生産や販売の仕事
 - ・ 生産の仕事
 - ・ 販売の仕事
- (3) 住みやすい暮らしを支える
 - ・ 飲料水、電気、ガス
 - ・ 廃棄物の処理
- (4) 安全な暮らしを守る
 - ・ 火災から守る (自然災害も選択肢)
 - ・ 事故などから守る
- (5) 人々の生活の変化
 - ・ 古い道具と暮らし
 - ・ 文化財や年中行事
 - ・ 先人の働き
- (6) 県の様子
 - ・ 県の地理的環境
 - ・ 特色のある地域の様子
 - ・ 他地域や外国との関わり

(新)

第3学年

- (1) 身近な地域や市の様子
 - ・ 学校の周りの様子
 - ・ 市の様子
- (2) 生産や販売の仕事
 - ・ 生産の仕事
 - ・ 販売の仕事
- (3) 安全な暮らしを守る
 - ・ 火災から守る
 - ・ 事故などから守る
- (4) 市の様子の移り変わり (元号、少子高齢化、国際化等)

第4学年

- (1) 県の地理的環境
- (2) 住みやすい暮らしを支える
 - ・ 飲料水、電気、ガス
 - ・ 廃棄物処理
- (3) 自然災害から暮らしを守る (県庁の働き等)
- (4) 県内の伝統や文化
 - ・ 文化財や年中行事
 - ・ 先人の働き (医療)
- (5) 県内の特色ある地域 (国際交流に取り組む地域)

(現行)

第5学年

(1) 我が国の国土の様子

- ・ 世界の大陸や海洋、領土
- ・ 地形、気候の概要と特色ある地域の暮らし
- ・ 公害から守る
- ・ 森林資源及び自然災害

(2) 我が国の農業や水産業

- ・ 食料生産の概要
- ・ 稲作の盛んな地域
- ・ 水産業（果物、畜産等）の盛んな地域

(3) 我が国の工業

- ・ 工業生産の概要
- ・ 工業の盛んな地域
(貿易や運輸を含む)

(4) 我が国の情報産業

- ・ 放送や新聞
- ・ 情報ネットワーク

(新)

第5学年

(1) 我が国の国土の様子

- ・ 世界の大陸や海洋、領土 ※領土の範囲
- ・ 地形、気候の概要と特色ある地域の暮らし

(2) 我が国の農業や水産業における食料生産

- ・ 食料生産の概要
- ・ 稲作の盛んな地域
- ・ 水産業（果物、畜産等）の盛んな地域

(3) 我が国の工業

- ・ 工業生産の概要
- ・ 工業の盛んな地域
- ・ 我が国の貿易や運輸

(4) 我が国の情報産業

- ・ 放送や新聞
- ・ 情報を生かして発展する産業

(5) 国土と国民生活の関連

- ・ 国土の自然災害
- ・ 森林資源
- ・ 公害から守る

(現行)

第6学年

- (1) 我が国の主な歴史上の事象
 - ・ 狩猟や農耕の生活
 - ・ 天皇中心の国と貴族の文化
 - ・ 鎌倉幕府
 - ・ 室町文化
 - ・ 天下統一と江戸幕府
 - ・ 江戸の文化と学問
 - ・ 明治の近代化
 - ・ 国力の向上
 - ・ 戦争と新しい日本
- (2) 我が国の政治の働き
 - ・ 地方公共団体や国の政治の働き
 - ・ 日本国憲法
- (3) 世界の中の日本の役割
 - ・ 世界の国の人々の生活
 - ・ 国際連合、国際交流、国際協力

(新)

第6学年

- (1) 我が国の政治の働き
 - ・ 日本国憲法と三権と国民生活
 - ・ 国や地方公共団体の政治の働き
(災害からの復興、地域の活性化)
- (2) 我が国の主な歴史上の事象
 - ・ 狩猟や農耕の生活
 - ・ 天皇中心の国づくり
 - ・ 貴族の文化
 - ・ 鎌倉幕府
 - ・ 室町文化
 - ・ 織田、豊臣の天下統一
 - ・ 江戸幕府の政策
 - ・ 江戸の文化と学問
 - ・ 明治の近代化
 - ・ 国力の向上
 - ・ 戦争と新しい日本
- (3) グローバル化する世界と日本の役割
 - ・ 世界の国の人々の生活と国際交流の役割
 - ・ 国際連合、国際協力

外国との
かかわり

I. 小学校社会科改訂のポイント

(5) 新たな事項を内容の取扱いに規定

①カリキュラム・マネジメントのガイド

②「選択・判断する」と「多角的に考える」内容の明示

③地図帳を扱う場面の明示

①カリキュラム・マネジメントのガイド

単元のカリキュラム・マネジメントを工夫することが大切

第3学年 内容(1)ア

学年の導入で扱うこととし、アの(ア)については、「自分たちの市」に重点を置くように配慮すること。

第3学年 内容(3)ア

「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫すること。

②「選択・判断する」と「多面的に考える」内容の明示

「選択・判断する」内容

社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する

第3学年 内容(3)

地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

第4学年 内容(2)

節水や節電など自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。

ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。

第4学年 内容(3)

地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。

第4学年 内容(4)

地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。

第5学年 内容(5)

国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

第6学年 内容(3)

世界の人々と共に生きていくために大切なことや、今後、我が国が国際社会において果たすべき役割などを多角的に考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

「多角的に考える」内容

第5学年 内容(2)

消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

第5学年 内容(3)

消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

第5学年 内容(4)

産業と国民の立場から多角的に考えて、情報化の進展に伴う産業の発展や国民生活の向上について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

第6学年 内容(1)ア

イの(ア)に関わって、国民として政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

③地図帳を扱う場面の明示

第3学年から積極的に活用すること

第3学年 内容(1)イ

「白地図などにまとめる」際に、教科用図書「地図」（以下第2章第2節において「地図帳」という。）を参照し、方位や主な地図記号について扱うこと。

第3学年 内容(2)イ

「他地域とや外国との関わり」を扱う際には、地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置などを調べるようにすること。

I. 小学校社会科改訂のポイント

(6) 指導方法の見直し、改善

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

「小学校学習指導要領(平成29年告示) 第2章 第2節 社会」

I. 小学校社会科改訂のポイント

(6) 指導方法の見直し、改善

問題解決的な学習の充実

問題解決的な学習とは、

単元などにおける学習問題を設定し、その問題の解決に向けて諸資料や調査活動などで調べ、社会的事象の特色や相互の関連、意味を考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりして表現し、社会生活について理解したり、社会への関心を高めたりする学習などを指している。

「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編 (P20)」

I. 小学校社会科改訂のポイント

(6) 指導方法の見直し、改善

【課題解決的(小学校における問題解決的)な学習過程な学習の例】

学習過程		具体例
課題把握	動機付け	学習課題を設定する。
	方向付け	予想や仮説を立てる。
課題追究	情報収集	予想や仮説の検証に向けて調べる。
	考察・構想	社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察する。
社会に見られる課題を把握して、解決に向けて構想（選択・判断）する。		
課題解決	まとめ	考察したことや構想したことをまとめる。
新たな課題	振り返り	学習を振り返って考察する。新たな課題を見出したり、追究したりする。

- ◇ 知識・概念・技能を習得し、それらを活用して思考・判断・表現しながら学習課題を解決する学習過程の授業づくりを行う。
- ◇ そのためには、知識の構造化が必要である。

I. 小学校社会科改訂のポイント

(7) 新しい内容の授業づくりのポイント

小学校各教科等指導資料における指導例（未定稿）より

第3学年 「市の様子の移り変わり」

第4学年 「自然災害からくらしを守る」

第5学年 「情報を生かして発展する産業」

第6学年 「地方公共団体の政治の働き」

Ⅱ. 移行措置について

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し、新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用するものとする。
- (2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の2(4)の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。



全部または一部について、新学習指導要領によることができる。

ただし、指導計画や教材を十分に準備する。

評価については、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づく。

Ⅱ. 移行措置について

つまり

- 平成30年度より、新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。
- 平成31年度の第3学年については、現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、次に示す内容を指導する。

2 内容

- (1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市（区、町、村）について、（以下省略）
 - ア 身近な地域や市（区、町、村）の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物など
- (2) 地域の人々の生産や販売について、（以下省略）
 - ア 地域には生産や販売に関する仕事があり、それらは自分たちの生活を支えていること。
 - イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などとのかわり
- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、（以下省略）
 - ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
 - イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。
- (5) 地域の人々の生活について、（以下省略）
 - ア 古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子

3 内容の取扱い

- (4) 内容の（4）の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、（以下省略）

【現行学習指導要領より抜粋】